

第4回働き方改革推進熊本地方協議会が開催されました

平成30年10月31日、第4回働き方改革推進熊本地方協議会が開催されました。

平成30年6月29日に「働き方改革関連法」が成立し、今後、「長時間労働の是正」や「正規労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差の解消」などについて、企業には具体的な取組が求められてくる中、働き方改革を大企業から中小・零細企業まで浸透させていく方策について検討するため、使用者団体、労働組合、行政機関等から、広く意見交換を行いました。



また、今回の会議においては、設置要綱を改正し、本協議会を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく協議会としての位置づけについて、委員の合意を得、中小企業・小規模事業者の取組支援が実施事項として追加されました。

最後に「熊本『働き方改革』に向けた共同宣言」について、協議会全員の宣言として確認しました。

[議事概要](#)

[「熊本『働き方改革』に向けた共同宣言」](#)